

水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定を不要とする農薬について（ばく露のおそれが極めて少ないと認められる農薬）（案）

今般、登録申請されている下記の農薬のコッシンルアについては、その使用方法等から、当該農薬の成分物質等が河川等の水系に流出するおそれが極めて少ないと認められるため、「水産動植物の被害のおそれが極めて少ないと認められる農薬の取扱いについて」（平成24年2月24日中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会（第29回）修正了承）2.②及び「水質汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生じるおそれが極めて少ないと認められる農薬の取扱いについて」（平成24年2月24日中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会（第29回）修正了承）2に基づき、水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定を行う必要がない農薬とする。

なお、今後、既登録内容とは異なる使用方法の製剤について登録申請がなされた場合には、水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定の必要性について改めて検討することとする。

記

農薬名	化学名	使用目的	使用方法の概要
コッシンルア	(E)-3 テトラデセニル=アセタート	交尾阻害	当該剤を封入したロープ状のプラスチックチューブを作物の枝に設置する。

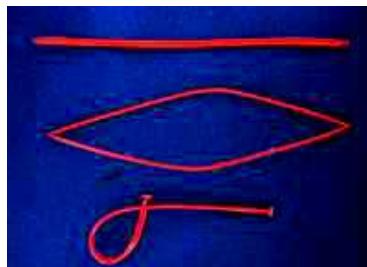
水産動植物へのばく露のおそれがないと認められる場合の農薬の使用方法の詳細について
(抜粋)

「『農薬の登録申請に係る試験成績について』(平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知)の運用について」(平成13年10月10日付け13生産第3986号農林水産省生産局生産資材課長通知)において、「当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等がその使用に係る農地に混入し、又は河川等の水系に流出するおそれがないと認められる場合」に該当するとして掲げられている使用方法の詳細は以下のとおり。

ア. 誘引剤等当該農薍の成分物質が封入された状態で使用される場合

農薍の成分物質が封入された状態で使用される農薍には誘引剤や交信かく乱剤があり、樹木等につり下げて使用する場合とトラップ容器内に設置して使用する場合がある。

樹木等には農薍(交信かく乱剤)を封入したポリエチレンチューブがつり下げられ(図1)、ポリエチレンチューブ内から大気中に放出される。通常10aあたり100~200本程度をほ場内の樹木(果樹)につり下げたりほ場内に立てた支持棒に巻きつけて使用する(図2及び3)。



※長さ20cm、太さ2mmのチューブ2本を両端で接合している

図1. ポリエチレンチューブに封入した農薍の例(コンフューザーR)

(http://www.aomori-itc.or.jp/assets/files/ka_jukken/H20nasienkonR.pdf)



図2 果樹での使用例

(図2及び3:生物農薍+フェロモンガイドブック 2006 日本植物防疫協会)



図3 野菜での使用例

(図2及び3:生物農薍+フェロモンガイドブック 2006 日本植物防疫協会)